

和歌山線活性化検討委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、「和歌山線活性化検討委員会」(以下「検討委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 検討委員会は、和歌山線の沿線地方公共団体等が一体となり、地域振興の観点から本県北部の幹線鉄道である和歌山線を一層活性化させる方策について調査・研究することを目的とする。

(会 員)

第3条 検討委員会は、前条に掲げる目的に賛同する団体で構成する。

2 前項の構成団体は、別表のとおりとする。

(事 業)

第4条 検討委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 和歌山線の活性化方策に関する調査・研究

(2) その他検討委員会の目的達成に必要な事業

(委 員)

第5条 検討委員会に、次の委員を置く。

(1) 理事 5名

(2) 監事 2名

2 理事及び監事は、構成団体の長等で構成する。

3 理事の互選により会長1名及び副会長2名を選出する。

4 理事及び監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 理事及び監事の任期中に異動が生じたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の職務)

第6条 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 理事は、検討委員会の運営を総括する。

4 監事は、検討委員会の会計を監査する。

(委員会)

第7条 委員会は、理事及び監事をもって構成する。

2 委員会は、会長が必要と認める時に開催する。

3 委員会は、会長が必要と認める事項について審議する。

(幹 事)

第8条 検討委員会に幹事を置く。

2 幹事は、各委員の所属する団体の担当課室等の長をもって充てる。

3 幹事長は、会長選出団体の担当課室等の長をもって充てる。

4 幹事長の所属する担当課室等に事務局を置き、委員会の会計その他必要な事務を処理する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 前条第2項に定める幹事
- (2) 検討委員会が必要と認める者

2 幹事会は、会長の指示に従い幹事長が招集し、総会及び委員会に付議する事項及び検討委員会の運営に必要な事項を審議する。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開くものとする。ただし、会長は、特に必要があると認めるときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(経費)

第11条 検討委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 検討委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度はこの限りでない。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成11年11月22日から施行する。

附 則 (平成14年5月20日 規則第5条第4項)

この規約は、平成14年5月20日から施行する。

附 則 (平成17年11月7日 規則第3条第2項、規則第5条第1項)

この規約は、平成17年11月7日から施行する。

附 則 (平成18年3月1日 規則第3条第2項、規則第5条第1項)

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日 規則第3条第2項)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月26日 規則第9条第1項)

この規約は、平成21年5月26日から施行する。

附 則 (平成21年5月21日 規則第2条第1項、規則第3条第2項、規則第5条第1項、規則第5条第2項)

この規約は、平成22年5月21日から施行する

別表（第3条 第2項関係）

〔構成団体〕

和歌山市・橋本市・紀の川市・岩出市・かつらぎ町・和歌山県・西日本旅客
鉄道株式会社 和歌山支社

（平成22年5月21日現在）